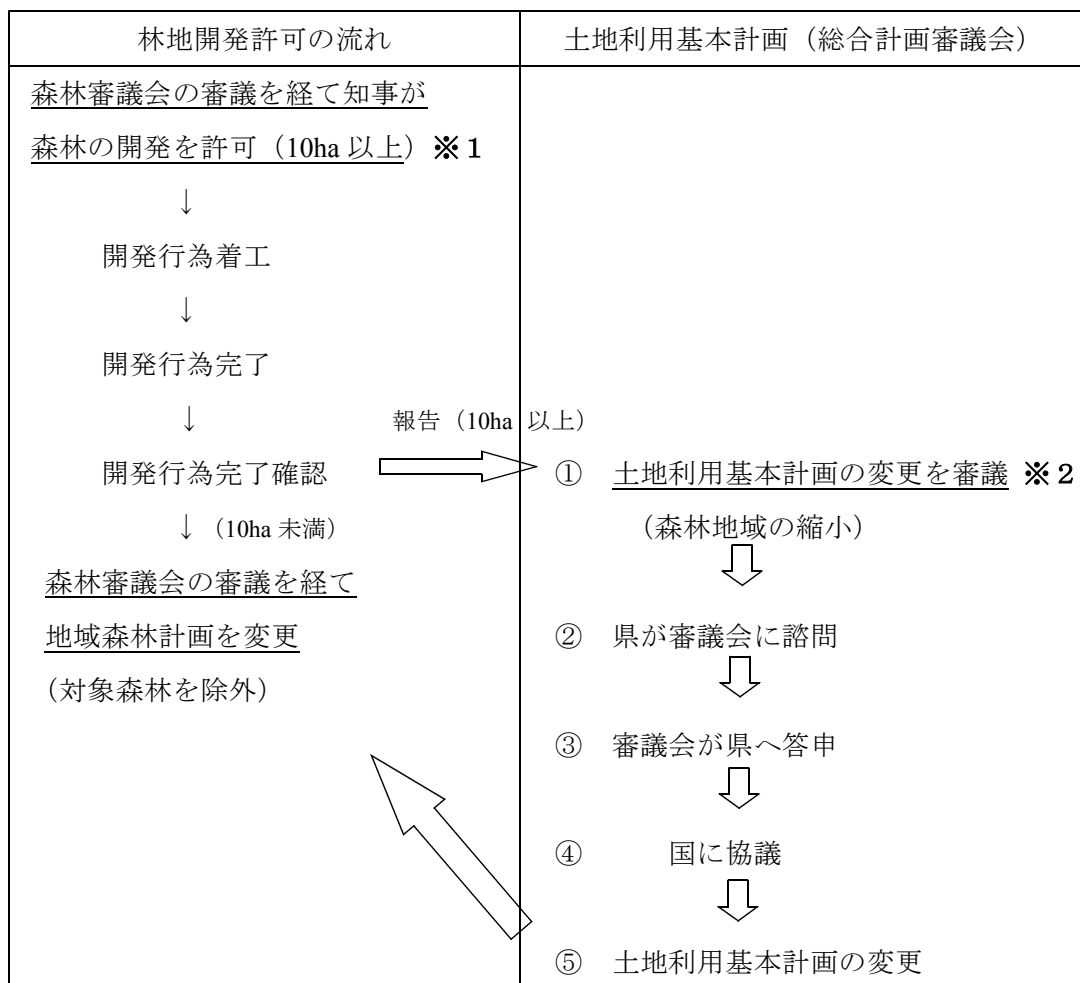


森林地域の縮小に係る計画図変更手続きについて

- ・土地利用基本計画の計画図を変更する場合には、国土利用計画法の規定により、予め国土利用計画審議会（本県でいう総合計画審議会）の意見を聴くこととされており、本県では従来から下記のとおり取り扱ってきました。
- ・今回の改正により下記①～③がなくなり、会長専決の後、総合計画審議会において事後報告を行うこととなります。



※1 森林法第10条の2にある開発許可制度では、災害防止、水害防止、水資源の確保、環境保全の許可要件を満たしていれば、知事は許可しなければならないことになっております。（森林審議会のメンバー：大学教授、首長代表、森林管理署、林業関係団体、NPO法人、建築士等15名の専門家で構成されています。）

※2 個別法である地域森林計画の対象森林を除外するには、事前に上位計画である土地利用基本計画の森林地域を除外する必要があります。

他県の取組状況について

(平成 27 年 2 月現在・神奈川県国土利用計画審議会資料より)

国交省からの通知を受けて、既に 10 府県が審議会の運営方法を見直しており、その取り扱いは下記のとおりです。

○審議会の運営方法（下記の 2 パターンあり）

- (1) 審議会に報告することにより、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、計画図の変更を行う。これまでの諮問事項を報告事項に変更する。

(宮城県、愛知県、京都府、大阪府、鹿児島県、神奈川県)

- (2) 審議会の意見を聴いたものとして取り扱い（専決）、計画図の変更を行う。

当該取り扱いを行ったことについて、事後、審議会に報告する。

(石川県、山梨県、三重県、兵庫県)

※本県は、上記（2）の方法に改正します。

国 国 計 第 207 号

平成 25 年 3 月 22 日

各都道府県土地利用基本計画担当部長 殿

国土交通省国土政策局

総 合 計 画 課 長 (公印省略)

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画
及び国土利用計画の運用指針について

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用にあたり、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

同法は、施行以来 30 年以上が経過し、また、地方分権の観点から、国と都道府県の関係についての改正を何度か経たことで、現在では不明確となってしまった解釈・運用等が多々存在しているところであります。

このため、今般、土地利用基本計画及び国土利用計画についての国土交通省国土政策局の解釈、都道府県及び関係行政機関との関係等の運用の現状を、原則的な考え方として明文化し、これを改めて都道府県にお示しすることで、都道府県の多様な取組みを促しつつ、円滑な制度運用に資することとしました。

当然のことながら、地域の実情、個別の事案等によっては、本指針に示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合を排除するものではありません。また、本指針の趣旨は、現在の運用を直ちに本指針どおりの運用に改めるべきということではなく、今後運用していく中で必要に応じて本指針を一つの考え方として御活用頂き、地域の実情に合わせて、様々に活用して頂ければ幸いです。

以上を踏まえ、国土利用計画法の運用に関する技術的助言として、別添のとおり「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を策定し、別添にて通知します。

第5 調整会議、38条審議会及び市町村長からの意見聴取並びに公表

2 38条審議会の設置並びに組織及び運営

(3) 委員の定数及び任期、構成等の例

(エ) 法第38条第2項の規程により、38条審議会の運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとなっている。このため、会議の招集及び議決方法について、書面による審議や一定の事項については、38条審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、事後、38条審議会に報告する（以下「専決」という。）といった運用を行う例もある（参考1）。これは、制度の仕組み上、当然に会議の開催が要請されるものではないためである。

ただし、少なくとも専決との運用を円滑に行うためには、あらかじめ38条審議会の承認を得ておくことが肝要である。

(オ) 上記(エ)に関連し、特に森林地域の縮小案件について、専決の取扱いとしている都道府県がある。これは、森林の縮小案件については、林地開発後の事後的な変更ということもあり、審議会における議論の余地が少ないことなどの理由による。審議会における議論を効率的に行うという点から見ても、このような対応を行うことは一考である。

なお、審議会において、報告案件として林地開発の許可案件を報告している都道府県もある。これは、将来的に、当該開発を行った地域について森林地域を縮小する（可能性が高い）地域であることから、事前に審議会において説明しておくという点で有意義である。

(参考1) 38条審議会の運用例

(例) 専決を規定する条例・運用要綱

要綱第〇条 〇〇は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 〇〇は専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項にかかる事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。